

令和2年2月25日施行

- (1) 優良産廃処理業者認定の任意申請（令第6条の9、令第6条の11、令第6条の13、令第6条の14）
優良認定の申請については、これまでどおり更新許可の申請時にあわせて行うとともに、新たに任意の時点（許可申請の有効期間の途中）での申請が可能とされた。

令和2年4月1日施行

- (1) 電子マニフェストの一部義務化（法第12条の5）
当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織（いわゆる「電子マニフェスト」）の使用の義務対象となるとされた。

令和2年5月1日施行

- (1) 一般廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設（規則第2条、規則第2条の3）
災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処理する能力がある者として、環境大臣又は市町村長が指定する者については、一般廃棄物処理業の許可が不要とされた。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設（規則第9条、規則第10条の3、規則第10条の11、規則第10条の15）
災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に処理する能力がある者として、環境大臣又は都道府県知事が指定する者については、産業廃棄物処理業の許可が不要とされた。
- (3) 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について（規則第7条の8）
自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者又は処分又は再生を行う優良産廃処理業者が、産業廃棄物の処分又は再生のために保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、その保管容量の上限が拡大されることとされた。

令和2年7月16日施行

- (1) 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（法第15条の2の5）
産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅延なく届出を行うことにより、設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理できるとされた。また、特例の対象に、PCB廃棄物及びその処理施設が追加された。

令和2年10月1日施行

- (1) 優良産廃処理業者認定基準の見直し（規則第9条の3、規則第10条の4の2、規則第10条の12の2、規則第10条の16の2）
- ア 第三者機関による優良認定基準の一部の審査代行と適合証明書の発行
優良認定基準のうち、「事業の透明性に係る基準」（透明性基準）の審査については、これを代行する第三者機関が発行する「適合証明」を各都道府県等に提出することにより、透明性基準に係る各都道府県等への申請書類を省略することができるとされた。
- イ 事業の透明性に係る基準の基準項目の追加
優良認定基準のうち、「処分業者の事業の透明性に係る基準」として、「処理を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持ち出し先の情報を開示することの可否」の公表が追加された。
- ウ 財務体質の健全性に係る基準の見直し
直前3年のすべての事業年度において、自己資本比率が10%を下回る場合であっても、「営業利益＋減価償却費が直近1年の事業年度において零を超えていれば基準適合」とされた。さらに、自己資本比率に係る基準の前提として、「直近3年のすべての事業年度において自己資本比率が零以上であること」が追加された。

令和2年12月28日施行

- (1) 押印を求める手続きの見直し（令和2年環境省令第31号）
廃棄物処理法施行規則の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続きの押印について、押印が廃止された。

